

「新経営状況分析の評点」読みがえる完工高神話

レポート

読みがえる完工高神話

経営事項審査は、わが国の入札・契約システムの根幹を占める制度で、それだけに技術と経営に優れた優良な建設企業を正しく評価するため、改正が進められている。これに対して全国建設関係行政書士協議会は、行政書士の立場から経審に対する問題点を指摘する意見書を幾度となく纏め、本誌にも過去四回発表している。筆者も今夏まで同協議会の代表世話をしており、経審問題への意見は鋭く、今年四月の改正についても完工高神話が甦る恐れがあると指摘する。

《編集部》

行政書士

三佐藤 忍



経営事項審査の経営状況分析の評点(Y)で報告する。

改正が行われて、四ヶ月余りが経過した。改正前と比較して完工工事高の増加がそのまま経営状況分析評点(Y)を、大きく押し上げることとなつた点や、著しく変化した点、深い問題をはらみそうな点を、今後の改善に期待するがゆえにあえて緊急のレポートとし

平成七年八月に建行協(全国建設関係行政書士協議会)が主催した新宿でのシンポジウム以来、経審における完工工事高が、経審の総合評点に与える影響に注目して公表し、一石を投じることで、経審制度のより一層の充実が計ら

れることを期待するものである。以下のレポートを悪用し、合法、非合法にかかわらず、倫理にもとある手段を用いて評点アップを計るとする不良業者の排除の手法を経審の評価方法の中で早急に開発し、正直で眞面目な建設業者が、損をしない制度に改まる 것을期待する。

なお、このレポートの眞の意味を理解せず、「悪魔の囁き」に心を奪われた者があるとすれば、不当な手法で評点アップを図るものであり、建設企業としての責任を放棄したものとして社会的、制度的に制裁を受けることを認識すべきである。

本文中に「損」「得」という表現

をあえて使用したが、これは表現としての分かりやすさを求めたものであつて、一般的に評価が高いほうが有利なケースが多いため、この表現を使用したものである。

しかしながら、個別の企業に当たはめたときには、必ずしも経審の評点が高いほうがその企業にとつ

て、有利とばかりは言えないこともあることは筆者も十分承知している。

完工工事高について

完工工事高が増加すれば、経営状況分析の評点がアップする。表

ーーを見ていただければ一目瞭然、余りの増加に啞然とするばかりである。この表は、私のクライアント企業の確定数値に、単純に完工工事高を水増しし、水増した同額を外注費に上乗せして、規模別に試算し表にしたものである。

表ーーの経営状況分析(Y)の

一分析&主張&提言

表-1

サンプル企業規模	経営状況分析の評点(Y)	総合評点(P)
1億円規模A社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	552 627 688 639	685 703 717 725
7億円規模B社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	724 778 813 843	824 833 846 853
15億円規模C社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	638 703 744 778	858 871 877 894
50億円規模D社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	552 602 632 660	863 871 875 896
100億円規模E社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	703 722 735 746	1016 1019 1040 1061

1. 決算で確定した完工工事高を、単純に割合で増額し、同じ額を外注費に加算した。(例えば、A社の確定決算の完工工事高が1億円であり、外注費が3千万円、外注費は1億3千万円である。) 30%増した。外注費に加算した。)

は、完工企業のA社からE社は、当事務所が関与している企業であり、税務申告書を確定決算を行つているため、建設業専業とするための最小限度の一部修正を行つた。
2. サンプル企業のA社からE社は、当事務所が関与している企業であり、税務申告書を確定決算を行つているため、建設業専業とするための最小限度の一部修正を行つた。
3. 50億円規模のD社は兼業事業を行つているため、建設業専業とするための最小限度の一部修正を行つた。

参考

【改正後の経営事項審査の審査項目】

審査項目	
①経営規模	工事種類別年間平均完成工事高 自己資本額 職員数
②経営状況	売上高営業利益率 総資本経常利益率 キャッシュ・フロー対売上高比率 必要運転資金月商倍率 立替工事高比率 受取勘定月商倍率 自己資本比率 有利子負債月商倍率 純支払利息比率 自己資本対固定資産比率 長期固定適合比率 付加価値対固定資産比率
③技術力	建設業種類別技術職員数
④その他の審査項目(社会性等)	労働福祉の状況 工事の安全成績 営業年数 建設業経理事務士の数

設ブローカーと呼ぶことにしておける

が得をする構造であること示して

いる。

このことは、既に存在する建設ブローカーのみの問題ではなく、請け負った工事をなるべく自社施工し、利益を確保しようとしていた普通の建設会社までもが、経審の評点をアップさせるために、「工事のキヤツチボール」をする誘惑にかられることとなる。ボールを受けた建設業者は、ボール代金を支払う。これまでの元・下関係とは逆である。その結果、建設業界の愛すべき創造的風土がすたれ、媒介的風土が伝染し、建設産業に対する国民の信頼感は、今にも増して厳しいものになるであろう。

勿論、キヤツチボールが無限に続く連鎖とは言わないが、完工工事高の水増しがこれまでの経審でも問題にされ、その弊害を是正するために、平成十年の改正が行われたことも合わせて考へると、この度の経営状況分析の改正が、完工事高を増加させることで、分析評点をアップさせることができるという意図しない副産物が発生

したことは、改正案を考案した方々にとつても残念なことではなかろうか。

是正の方法として例えば、職員数や技術者数に対する理想的な完成功事高があるとすれば、それに対する偏り具合、例えば標準偏差などを利用し、標準値より偏りが大きいほど評価を下げるなどの評価手法を採用することもできるのではないか。

完工工事未収入金、受取手形について

完工工事未収入金や受取手形が多いほど評価が低くなる構造となつた。昨年までは、流動比率や当座比率の数値が大きいほど高い評価を得ていたが、発想は逆転し、流動性の三指標で評価を下げる最大の要因となつた。説明によれば、完工工事未収入金や受取手形に、不良債権が含まれていることが多いといふ。評価を下げるにしたそ

固定資産について

もつともゼネコンならざら

くなる構造になつてゐるが、固定資産がない企業とはどの様な建設業者なのだろうか、車両、重機、社屋、事業用所有地など、企業規模や業態・業種によって適正といえる固定資産を類推することは可能なのであるまいか。

建設機械や車両を持たない建設業者が、機械をリースし施工することも充分考えられるが、建設プローカーの予備軍となる可能性が高いことは、業界の常識でもある。建設機械と土地・建物を分けて評価するか、完工高の項でも提案した標準偏差を利用した評価手法を取り入れることも考えられるのではないか。有識者や業界の知恵で、適正な所有とはどの程度を言うのか、その幅と内容を確定させる作業を進めることを提案する。

ともかく、建設業者が固定資産を持ちすぎるのもよくないが、建設機械を持たないのも不健康である。

以上、経審の審査項目の内、わずか三点を見たにすぎないが、審査項目の性質により、規模に応じ

た適正数値で評価するほうが、より合理的な項目もあれば、規模に係わりなく絶対値が大きいほど(又は小さいほど)よいものもあり、そのように項目ごとの特性を考慮した評価手法を取り入れることも必要ではないかと思ひ、あえて現場から提案する。

この仕組みを発展させることで、巷間ささやかれている、スープ・ゼネコンと零細企業が、同一の経審の枠組みの中に同居すること自体に問題ありとする議論に終止符を打ち、同一の経審の枠組みの中にも同居できる仕組みを模索する参考となればと願う。

改正部分はできるだけ少なくなるようになり、申請者に三度目の負担を強いることになるのではないか、との批判があろうと思うので、筆者なりの回避策を考えてみた。

例えば、平成十四年四月一日に実施するとすれば、一年以上前に

ず、中小・零細なら完工工事未収入金や受取手形の中に、多額の不良債権が含まれていては、銀行から融資もままならず、さつき倒産することになり、経審どころではないとも考えられるが、いかがなものか。

一般的な経営指標では流動比率が高いほど、評価が高いことに変わらない、企業経営と経審評価のねじれを修正しなければならない経営者の悩みは大きい。時には発想の転換もいいが、この転換は少し問題ありといえる。例えば、一定規模以上の企業、並びに流動比率が一定数値以上の企業に、決算日とその一年前の完工工事未収入金及び受取手形の内訳を提出させ、内容を照合することで不良債権を把握し、それを控除して何らかの比率を検討してはいかがであろうか。

固定資産が少ないほど評価が高

変更内容を発表し、十三年四月一日以降に分析・経審の申請をする

ものは、改正前の通常の分析・経審を申請する際に、改正に伴う追加資料も同時に提出することで再審査申請の手続きを省略し、データの入力は新旧同時に、十四年六月頃に全業者に発送すれば申請者の負担はほとんどかからないと思われる。

ついでながら格付けにも言及す

ると、二年間(発注者によつて有効期間の違いはあるが)は、申請

者の有利な方を選択できるよう

することで混乱を避けることもでき

きのではなかろうか。

豊かな郷土造りの総合コンサルタント

SOWA

Engineering

創和技術株式会社

本社 〒010-0951 秋田市山王6丁目20番7号
TEL 018 (863) 4545
FAX 018 (863) 4658

本荘支店 〒015-0012 本荘市石勝字田尻28番地241
TEL 0184 (23) 0507
FAX 0184 (23) 0156

建設省、運輸省、農水省等官公庁・各種団体の出版物、工事積算基準、マニュアル等建設関連図書の取扱。
お急ぎの場合は是非当店にご用命下さい。

お申し込み・お問い合わせは

建設行政出版センター

TEL. 03-5644-7641

FAX. 03-5644-7642

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-9-5

直営書店
かやばブックス

TEL. 03-3669-1051

営団・日比谷線、東西線茅場町駅

2番出口すぐ前